

## 本町踏切渋滞等対策検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 高松市内の交通渋滞、交通混雑を解消し、交通の円滑化を図るため、高松琴平電鉄本町踏切における課題解決に向けた調査及び検討、調整等を行うことを目的として、本町踏切渋滞等対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 高松琴平電鉄本町踏切の渋滞等対策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、高松琴平電鉄本町踏切に関連する事項

### (委員会)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 交通事業者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、1年とする。
  - 3 委員は再任されることができる。
  - 4 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
  - 5 委員長は委員会を招集し、会議の議長となる。
  - 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
  - 7 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、香川県土木部都市計画課、高松市都市整備局都市計画課において行う。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月15日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第3条第6項の規定にかかわらず、知事が招集する。